

平成 25 年 5 月 8 日
原子力規制庁

平成 24 年度第 4 四半期の保安検査の実施状況について

平成 24 年度第 4 四半期（1 月～3 月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の結果等を報告する。

I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添 1 参照）

1. 平成 24 年度第 4 回保安検査^{*1)}の結果

（1）検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者（以下「原子炉設置者」という）及びその従業者が守らなければならない保安規定^{*2)}の遵守状況に関して、原子炉等規制法第 37 条第 5 項の規定に基づき、確認を行うものである。

*1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所で実施した保安検査は平成 24 年度第 3 回保安検査となる。

*2) 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

（2）検査実施期間及び検査実施者

別表 1 に示す期間（2 週間程度）に各発電所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

（3）検査内容

別表 1 に示すとおり、各規制事務所が発電所毎に、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

なお、今年度、各事務所共通で実施することとしている「長期停止に伴う保全計画の策定と実施状況」、「警報の記録に関する現状の装置やその運用の状況」及び「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施状況」について計画に従って確認した。

（4）検査結果

検査の結果は、別表 1 に示すとおりである。また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において、「監視」^{*3)}に該当する事象が 1 件（ダストフィルタ未装着のマスク使用）確認された。詳細な内容は、別表 2 のとおり。

*3) 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

(5) 高速増殖原型炉もんじゅにおける保安規定違反の確認状況

前回の保安検査において確認された保守管理不備に係る保安規定違反に関し、本年1月31日に報告書を受けた内容について、今回の保安検査において確認した結果、報告書では点検時期の超過が認められないとされていた部署の機器についても、過去に点検期限を超過していた機器（クラス1を含む）があることが判明した。本件については、引き続き事業者の対応状況を確認するとともに、必要な対応を行うこととする。

2. 安全確保上重要な行為の保安検査結果について

(1) 検査内容

今回の検査においては、別表3に示す発電所（号機）に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

(2) 検査結果

検査の結果、各発電所（号機）においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反判定区分に該当する事象は認められなかった。

3. 運転上の制限の逸脱に対する立入検査結果について

(1) 検査内容

関西電力株式会社大飯発電所3号機（定格熱出力運転中）の平成25年2月6日に発生したB系非常用直流母線の一時的な停電における運転上の制限の逸脱に関し、運転上の制限の逸脱時に要求される措置が適切に実施されているか確認するため、立入検査を実施した。

(2) 検査結果

検査の結果、運転上の制限の逸脱時に要求される当該母線の復旧が適切に実施されていることを確認した。また、関連機器の復旧作業が全て完了したことも確認した。

なお、本件については、保安検査において要因分析及び是正処置の策定が適切に実施されていることを確認している。

II. 核燃料施設等に係る保安検査について（別添2参照）

(1) 検査の目的

加工施設、原子炉施設（試験研究の用に供するもの及び廃止措置中のもの）、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設、（以下「核燃料施設等」という。）に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第22条第5項、第37条第5項、第50条第5項、第51条の18第5項又は第56条の3第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

(2) 検査実施期間及び検査実施者

別添2に示す期間において、原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官、安全規制管理官（試験研究炉・再処理・加工・使用担当）付及び安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）付に所属する原子力保安検査官他が実施した。

(3) 検査内容

今回の検査においては、別添2に示すとおり事業所毎に、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目等を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所（使用施設）については、平成25年1月30日に原子力規制委員会に報告があった放射線業務従事者の被ばく管理の不備について、事実関係及び対応状況を確認した。

(4) 検査結果

検査結果は、別添2に示すとおりである。核燃料施設等に関して、保安規定違反に該当する事項は認められなかった。

発電用原子炉施設に係る保安検査結果報告

別表 1 : 平成 24 年度第 4 回保安検査 検査項目及び検査結果

(1 / 18)

発電所名	北海道電力株式会社泊発電所
検査実施期間	2月25日(月) ~ 3月8日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は、保安検査 基本方針^{*1)} に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>不適合管理の実施状況</u></p> <p>② <u>東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施状況</u></p> <p>③ <u>長期停止に伴う特別な保全活動の実施状況</u></p> <p>④ 設計・調達管理の実施状況 (本店検査を含む)</p> <p>⑤ 放射性固体廃棄物管理の実施状況</p> <p>⑥ 保修部門における定例保安作業の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>⑦ 不適合等管理委員会における不適合管理の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目^{*2)}</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理の実施状況」、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施状況」、及び「長期停止に伴う特別な保全活動の実施状況」を基本検査項目として、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「不適合管理の実施状況」については、保安規定及び社内規程等に基づき、管理区分を設定し、原因の分析、是正・予防処置が適切に実施され、併せて、不適合処理の促進、類似・再発事象の整理が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施状況」については、中長期対策として、敷地海岸部への防潮堤の設置工事が進捗していることに加え、高台への非常用発電機の配備、新規貯水設備の設置、水素爆発防止対策及び事故時の指揮所(免震重要棟)の設置に係る継続的な検討を行っているなど、当該対策が適切に実施されていることを確認した。また、事業者の自主対策として、泊1号及び2号機原子炉建屋並びに原子炉補助建屋に係る海拔15mを超える浸水対策に加え、泊1号及び2号機蒸気発生器直接給水設備等の設置が完了したことに伴い、当該設備の点検計画が適切に策定され、扉閉止訓練や設備操作訓練等が適切に実施されていることを確認した。また、配備された資機材については、要領に基づく維持・管理が計画どおり適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「長期停止に伴う特別な保全活動の実施状況」については、泊1号及び2号機の各機器に対して、長期的な劣化抑制、健全性確認及び機能維持等の観点で、継続して保管対策が実施されていることを確認した。また、1号機第17サイクルの特別な保全計画については、更なるプラント停止期間の延長に伴う3月の燃料取出計画を踏まえて、次回追加保全の計画を策定していることを、確認した。泊1~3号機電気・計測制御設備に関する定期検査における点検計画については、各担当課にて、設備の導入時に「点検計画表」及び「点検周期表」等を策定しており、変更が発生した場合の手続きが適切に実施されており、点検計画表で定めた点検周期以内で点検が実施されなかった場合は、不適合管理委員会に諮り、点検頻度の超過が認められた際、不適合として処理する等が規定されていることを確認した。なお、点検頻度の超過事例は確認されなかった。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づいた保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施</p>

	設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験の立会を行った結果、問題となる事項は認められなかった。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。
--	--

*1) 各規制事務所における前年度の評価結果及び当該年度の各規制事務所共通の留意事項を踏まえ、各規制事務所が当該年度の検査で実施する項目及び実施時期を明確にしたもの。

*2) 違反事項の取扱いに定める違反の区分で「違反1」、「違反2」又は「違反3」の判定を行った場合等に実施する検査。

発電所名	東北電力株式会社東通原子力発電所
検査実施期間	2月18日(月) ~ 3月1日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況</u></p> <p>② <u>プラントの長期停止に伴う点検・整備の管理状況</u></p> <p>③ <u>東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施状況</u></p> <p>④ <u>放射性廃棄物管理の実施状況</u></p> <p>⑤ 巡視点検の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>⑥ 火災対策の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、基本方針に基づく検査項目として「不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況」、「プラントの長期停止に伴う点検・整備の管理状況」、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」を選定し、検査を実施した。さらに、抜き打ち検査項目として「巡視点検の実施状況」及び「火災対策の実施状況」を選定し、検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況」については、東通原子力発電所で発生した不適合を数件抜き取り、社内基準に従って原因究明、処置等が実施されていること、社内目標としている処置期限を遵守するなど適切に管理していること、是正処置、予防処置後の有効性評価を確実に実施していることを確認した。また、社内及び他社から入手した不適合に対する水平展開が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う点検・整備の管理状況」については、プラント長期停止時における機器の点検計画が、定められた点検時期を超過することがないように作成され、一部の機器は既に点検が実施されていることを確認した。また、定められた点検時期を超過する場合には、不適合として管理し、適切に処置する仕組みとしていること、現時点において点検時期を超過している機器が存在しないことを確認した。</p> <p>「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施状況」については、緊急安全対策、シビアアクシデント対策及びストレステスト評価結果に基づく反映事項のいずれについても、計画に従い進捗していることをアクションプランの計画・実績表により確認した。緊急時の連絡体制については、緊急時の社内及び社外への連絡体制が明確に定められており、直近の地震、津波発生時において、外部へ連絡された実績を確認した。</p> <p>「放射性廃棄物管理の実施状況」については、固体廃棄物貯蔵所の増設に伴い、タービン建屋に仮置きされていた雑固体廃棄物について、ドラム缶等の移送計画を策定し、これに基づき適切に移送していること、実際のドラム缶の搬出準備、搬出、固体廃棄物貯蔵所への搬入、所定の場所への保管までの一連のプロセスが適切に実施されていることを確認した。また、その他の放射性固体廃棄物管理、放射性気体廃棄物管理及び放射性液体廃棄物管理についても、適切に実施されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目についても、保安規定に基づき適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>また、保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると選定した検査項目等に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	東北電力株式会社女川原子力発電所
検査実施期間	3月4日(月) ~ 3月15日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②保守管理の実施状況</p> <p>③不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況</p> <p>④安全文化の醸成活動の実施状況</p> <p>⑤保安教育の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」、「不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」については、「電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動に係わる対応要領書」に基づき、資機材の点検が確実に実施されていることを確認した。</p> <p>中期対策についても、原子炉建屋ベント装置、水素検知器および高台電源センターの設置が計画どおりに進捗し、今年度末で工事が完了する予定であることを確認した。</p> <p>また、さらなる対策として、緊急対策室非常用電源の強化を図るための非常用発電機の屋上への設置工事については、計画どおり工事が進捗していることを確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」については、保安規定に基づき特別な保全計画を策定するとともに、「東北地方太平洋沖地震に伴う設備健全性確認実施計画書」に基づき、プラント停止中において運転を継続している機器および待機状態の安全確保に必要な重要系統機器について、実施期間を定め、停止期間の長期化に備え、適切な工程管理を行い、点検計画に従い適切に点検が実施されていることを確認した。</p> <p>また、点検計画が変更された場合の仕組み、点検が計画通りに実施されていない場合は、不適合管理として取り上げる仕組みが確立されていることを「保守業務実施要領書」等により確認した。</p> <p>「不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況」については、不適合事象が発生した場合、「不適合管理・是正処置・予防処置要領」等に基づき、不適合事象検討会の検討結果も踏まえ、確実に不適合処置が実施されていることを確認した。また、是正処置および予防処置についても、不適合事象検討会に報告され、不適合の再発防止、未然防止に努めるとともに、是正処置の有効性評価も実施されていることを確認した。</p> <p>上記以外の検査項目についても、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視・定例試験(3号機非常用ディーゼル発電機(B)の手動起動試験)等への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>また、保安検査期間中に発生した運転上の制限からの逸脱に関する対応を確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	東京電力株式会社福島第一原子力発電所
検査実施期間	2月25日(月) ~ 3月12日(火)
検査項目	<p>1) 基本検査項目</p> <p>①運転監視に係る保安活動の実施状況 ②主任技術者による保安活動の実施状況 ③記録及び報告の実施状況 ④原子炉格納容器ガス管理設備のモニタ点検の実施状況(抜き打ち検査) ⑤協力企業の放射線防護に係る保安活動の実施状況(抜き打ち検査) ⑥過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>①不十分な保守管理計画 ②柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の点検周期を超過した機器における保安規定違反</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査では、原子炉注水系、使用済燃料プール等に対する運転監視に係る保安活動の実施状況の他、過去の違反事項に係る改善措置状況の確認を基本検査項目とした。さらに、抜き打ち検査として、原子炉格納容器ガス管理設備のモニタ点検の実施状況及び協力会社の放射線防護に係る保安活動の実施状況も基本検査として実施した。また、保守管理の実施状況を確認することとして、不十分な保守管理計画並びに柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の点検周期を超過した機器における保安規定違反を追加検査として実施した。</p> <p>検査の結果、運転監視に係る保安活動については、運転員の体制、確保、引継が適切に実施されていることを運転直の組織表、特定研修管理カード、当直長引継日誌等により確認し、運転監視、警報発生時の対応、運転上の制限の確認が適切に実施されていることを運転日誌、パトロールチェックシート等により確認し、水質管理が適切に実施されていることを水質測定結果報告書等により確認し、不適合管理が適切に実施されていることを不適合管理報告により確認した。</p> <p>また、当直員による運転監視状況及び当直における引き継ぎの実施状況が適切に実施されていることを免震重要棟内の集中監視室における立会いにより確認した。</p> <p>以上の確認結果から、運転員の体制、運転監視、水質管理及び不適合管理等がマニュアルに従い適切に実施されており、運転監視に係る保安活動の実施状況は適切であると判断する。</p> <p>主任技術者による保安活動については、原子力・立地本部長により主任技術者が2名及び代行者が4名選任されていることを原子炉主任技術者選任及び解任承認書により確認し、主任技術者が不在時の職務が適切に実施されていることを原子炉主任技術者代行確認書及び原子力発電保安運営委員会審議承認書により確認した。主任技術者の職務としては、運転上の制限を満足していないと判断した場合及び運転上の制限を満足していると判断した場合等に第一運転管理部長からの報告を確認していること、運転上の制限を満足していないと判断した報告を受けた場合に自らの責任で確認した情報及び保安の監督状況を社長に報告していること並びに運転日誌、引継日誌等を確認していることを対象となる記録類により確認した。</p> <p>また、主任技術者から代行者への職務引継ぎ等が適切に実施されていることを原子炉主任技術者代行確認書により確認するとともに、現状の緊急時体制下における原子炉主任技術者2名の職務が「原子力緊急事態における炉主任の位置付けと役割について」によって明確にされていることを確認した。</p> <p>以上の確認結果から、主任技術者及び代行者の選任、主任技術者の職務、主</p>

任技術者から代行者への職務引継ぎ及び主任技術者が不在時の代行職務がマニュアルに従い適切に実施されており、主任技術者に係る保安活動の実施状況は適切であると判断する。

記録及び報告の実施状況については、記録の作成、保存が文書及び記録管理基本マニュアルに基づいて、適切に実施されていることを各GMが作成する記録とその保存の実施状況により確認した。

当直及び発電GMは、運転日誌、デジタルレコーダのデータ、パトロールチェックシートを記録として作成しており、これらの記録の保存については、一部を除いて責任者を技術GMと定めているが、福島第一原子力発電所事故の影響により集中管理箇所の確保ができていないことから、技術GMへの記録の移管は行われず、作成者である当直及び発電GMが保存している。現在、技術GMでは集中管理箇所を設置し、準備ができ次第記録の受け入れを進めている状況であったことから、今後の保安検査等で技術GMによる保存状況を確認していくこととした。

保健安全GMは、放射線業務従事者の線量管理記録として線量管理個人原簿を作成することとしており、平成24年度分の線量に係る記録が事故前と同様に作成される予定であることから、今後の保安検査等でその実施状況を確認していくこととする。なお、福島第一原子力発電所事故の影響により遅れが生じていた平成22～23年度の年間線量の記録については平成24年度内に作成される予定であることを確認した。

また、保安規定に記載されている保存期間を満足しているものの、一次文書に記載されている記録の保存期間と三次文書に記載されている記録の保存期間の不整合が確認されたが、現在、改訂が進められていることから、今後の保安検査等で保存期間の記載内容を確認していくこととした。

報告については、運転上の制限を満足していないと判断した場合の報告として、平成24年8月30日、平成24年11月26日に発生した原子炉注水系に係る運転上の制限からの逸脱事象において、安定化センター所長、所長及び主任技術者並びに社長に適切に報告が行われていることを確認した。

以上の確認結果から、記録の作成、保存、記録の保存期間等の設定、必要な報告がマニュアルに従い適切に実施されており、記録及び報告の実施状況は適切であると判断する

原子炉格納容器ガス管理設備のモニタ点検が実施されていることから、当該点検に係る保安活動が適切に実施されているか確認するため、抜き打ち検査として保守管理及び品質保証計画等の活動について現場確認を含めた検査を実施した。

保守管理マニュアル及び点検手入れガイドに基づき、点検長期計画の作成において点検項目・保全方式・点検周期等を定めダブルチェックで確認していること、点検周期の基本は24ヶ月となっているが、初回の点検を17ヶ月以内と設定し、点検結果により簡易ドリフト評価等を行い保全方式及び点検周期の妥当性を評価することとしていること、点検作業前の安全処置については、設計図書により停止範囲を確認して安全処置の内容を定めることにより運転上の制限の逸脱に至らないことを確認していること、点検における合否判定の基準を設計図書により確認していること、点検作業時に発生した不適合事象を不適合管理報告による適切な処理により実施していること、長期点検に係る不適合への対応としては点検実績を長期点検計画表に適切に反映できるようになっていること、点検作業に係る調達管理については、調達要求事項を追加仕様書及び施工要領書で確認していることを確認した。

以上の確認結果から、原子炉格納容器ガス管理設備のモニタ点検がマニュアルに従い適切に実施されており、原子炉格納容器ガス管理設備のモニタ点検に係る保安活動の実施状況は適切であると判断する。

平成25年2月に「全面マスクにダストフィルタを未装着の状態で作業を実施」の事象2件（平成25年2月1日福島第一原子力発電所構内旧展望台における「伐採木覆土式一時保管施設設置工事」において作業員がダストフィルタ未装着の全面マスクを使用する事象及び平成25年2月14日福島第一原子力発電所構内旧グラウンドにおいて作業員の全面マスクのダストフィルタが外れた事象）が連続して発生したことから、抜き打ち検査として協力企業の放射線防護に係る保安活動の実施状況について検査を実施した。

検査の結果、放射線管理基本マニュアルにおいて、作業中の放射線管理業務として保護具の着用基準を定めるとともに、放射線管理仕様書により管理対象区域立入管理における遵守事項としての保護具の着用及び使用前点検、並びに保護衣・保護具管理としての保護具の点検を協力企業に要求していることを確認した。

しかしながら、2月1日の事象においては、当該作業員は全面マスク装着時に同マニュアルで要求している保護装備類の最終確認（リークチェック等）を実施していなかったこと、及び2月14日の事象においては、作業員は全面マスク装着時の保護装備類の最終確認を実施していたが、作業終了後の移動時に全面マスクにフィルタが付いていない事に気づき、現場確認を実施したところ、外れた全面マスクのフィルタは作業現場で発見されたことが確認された。

これらの事象において、事業者の保安活動を確認したところ、協力企業に対する放射線防護上の遵守事項の履行状況を確認していないこと、及び放射線管理基本マニュアルにおける保護具の配備業務において、事業者はマスクの配備業務を協力会社に委託する際の調達要求事項にマスクへのフィルタ装着に関する確認検査がなく、委託された協力会社においてはフィルタが確実に装着したマスクの配備に関する手順書あるいは検査要領書がなかったことを確認した。これらの確認により、保護具の確認及び配備を確実に遂行出来るように、管理された状態での運用が不十分であったものと判断する。

以上の確認結果から、保安規定第12章にある管理対象区域内における協力企業の放射線防護に対して、全面マスク装着時の保護装備類の最終確認及び保護衣・保護具の配備に関する管理が十分でないことが確認されたことから、保安規定違反（監視）と判断した。

過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況については、平成22年度第2回保安検査における「監視」1件、即ち「福島第一原子力発電所原子炉圧力容器最低使用温度の評価誤り」の対策状況を確認したところ、対策が完了していないため、今後も改善実施状況を確認していく。

平成24年度第1回保安検査における「監視」1件、即ち「協力企業作業員のAPD未着用」について、対策実施状況を確認した。対策の実施以降、事象の再発はなく改善されていることを確認できたため改善措置状況の確認を完了とするが、今後もその有効性を確認していく。

平成24年度第2回保安検査における「監視」5件、即ち「新設及び改良した設備に関する発電部門への移管の手順について」、「不適合管理における管理対象判断の不明確」、「保安規定で定める運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の選定不足」、「淡水化処理装置3を運転中にドレンホース抜けによる処理水漏えい」及び「3号機タービン建屋ろ過水移送用ホースからの漏えい」については、改善措置状況の確認を完了とした。

追加検査項目は「不十分な保守管理計画」及び「柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の点検周期を超過した機器における保安規定違反」の2件であるが、いずれの対策も検討中または実施途中であったため、今後も改善実施状況を確認していく。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結

果、運転員が免震重要棟に常駐し、プラントの状況を適切に監視していること、並びに当直長の業務が次の当直長に引き渡されていることを、運転日誌、引継日誌及び免震重要棟の集中監視室の巡視等で確認した。また、3月4日から3月8日にかけて、窒素ガス分離装置の保全作業を実施するために保安規定第136条を適用して計画的に運転上の制限外に移行する場合が発生したことから、これらへの対応状況が適切に実施されていることを確認した。

以上の検査結果から今回の保安検査を総括すると、1件の監視事項を除き、選定した検査項目に係る保安活動は、適切に実施されていたと判断する。当委員会は、保安規定を遵守した保安活動を確実に実施出来るようにするために、保安検査等により改善状況を確認していくこととする。

発電所名	東京電力株式会社福島第二原子力発電所
検査実施期間	2月18日(月) ~ 3月1日(火)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>緊急安全対策等の実施状況</u></p> <p>② <u>復旧計画の実施状況</u></p> <p>③ <u>不適合管理の実施状況</u></p> <p>④ 緊急時の措置の実施状況</p> <p>⑤ 運転訓練の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>① 保守管理の不備に関わる保安規定違反の改善措置状況</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「緊急安全対策等の実施状況」、「復旧計画の実施状況」、「不適合管理の実施状況」及び「緊急時の措置の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「緊急安全対策等の実施状況」については、保安院指示文書に基づいた、緊急時の電源確保等の緊急安全対策及び水素爆発防止対策等のシビアアクシデントへの対応措置が適切に実施され、維持されていること、「復旧計画の実施状況」については、冷温停止をより一層確実に実施するために策定された「原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書」に従い、2号機の残留熱除去機器冷却系等を復旧していること、「不適合管理の実施状況」については、ヒューマンエラーの共通要因分析やヒューマンエラーに係る不適合管理が適切に実施されていること、及び「緊急時の措置の実施状況」については、原子力防災組織とその要員や原子力防災資機材を定めるにあたり、原子力防災検討委員会において審議するとともに、保安規定に従い所長が承認していること、及び緊急事態に対処するための総合的な訓練を年1回実施していること等を確認した。</p> <p>なお、その他の検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験(4号機非常用ディーゼル発電機(B)の手動起動試験)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所
検査実施期間	2月25日(金) ~ 3月12日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策等の実施状況</u></p> <p>② <u>不適合管理の実施状況 (平成23年度保安検査等の結果に基づいた発電所の問題・課題を踏まえた検査)</u></p> <p>③ 安全文化醸成活動の実施状況</p> <p>④ 過去の保安規定違反 (監視) に係る改善措置状況</p> <p>⑤ 警報記録に係る保守点検等の状況<抜き打ち検査></p> <p>2) 追加検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>2, 3, 4号機計測制御設備の保守管理不備に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について</u></p> <p>② <u>点検周期を超過した機器における保守管理の不備について</u></p> <p>③ <u>5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について</u></p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>事務所の基本方針に基づき、今回の保安検査では、基本検査項目として「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策等の実施状況」、「不適合管理の実施状況 (平成23年度保安検査等の結果に基づいた発電所の問題・課題を踏まえた検査)」を、追加検査項目として「2, 3, 4号機計測制御設備の保守管理不備に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について」、「点検周期を超過した機器における保守管理の不備について」、「5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について」を重点検査項目とし、さらに平成24年度(第4回)保安検査計画書に基づき「安全文化醸成活動の実施状況」等の検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策等の実施状況」に係る検査では、原子炉設置者が策定した「柏崎刈羽原子力発電所における緊急安全対策(実施報告書)」に記載されている対策等について、平成24年度第3回保安検査以降の実施状況を検査し、それぞれの対策が計画的に実施されていること、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う各班の要員に対する個別訓練が個別訓練年度計画に従い実施されていること並びに設備等の設置状況を反映し「津波アクシデントマネジメントの手引き」が改訂されていることを記録及び現場立会により確認した。なお、緊急安全対策に伴う種々の対応が継続していることから、今後も保安検査等において進捗状況を確認していくこととする。</p> <p>「不適合管理の実施状況 (平成23年度保安検査等の結果に基づいた発電所の問題・課題を踏まえた検査)」に係る検査では、「不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」等に従い、不適合管理委員会において不適合グレード分け、処置の実施、処置に対する指導、助言等の保安活動が行われていることを確認した。平成24年度より品質保証グループが中心となって、関係するグループが部門を超えてタスクチームを結成し、発電所の共通課題の解決やグループ個別の弱点克服を図る支援活動を行っていることを確認した。また、保全情報において設備・機器の劣化事象が多く含まれていることを踏まえて、不適合事象GⅢの識別・管理改善を図る活動が行われていることを確認した。活動状況については、各所員が不適合低減を認識して活動できる環境が継続的に改善、整備されていることを聴取した。</p> <p>「安全文化醸成活動の実施状況」に係る検査では、保安規定に基づき、安全文化醸成活動の基本方針を定め、「法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動手引き」が定められていることを確認した。平成24年度の取組としては、安全文化醸成活動の取組計画が定められ、期中に安全文化醸成活動をより充実</p>

すべく重要施策を大幅に追加する見直しが行われていることを確認した。また、この見直しに併せて、平成24年度の活動の評価方法の見直しも検討されていることを確認した。活動の実施状況については、計画された内容が実施されていることを実施報告書等により確認した。

「過去の保安規定違反（監視）に係る改善措置状況」に係る検査では、次の2件について確認した。「5号機の非常用ガス処理系放射線モニタにおけるバックグラウンドレベルの設定誤りについて」は要因分析及び再発防止対策が実施され、「放射性液体気体廃棄物管理要領」において、データの取り違いを防止するための測定・設定手順が付加されたことを指示文書により確認した。また、バックグラウンドレベルの変動幅を超えた場合の取扱い・運用について指示文書に追記されたこと及び環境ミニコン（屋外放射線を監視するシステムを統括する装置）のソフト仕様改良が予定されていることを確認した。「低レベル放射性廃棄物の難測定核種分析用濃縮廃液試料の誤廃棄について」は、根本原因分析を実施し、問題点・直接要因を分析し再発防止対策として15項目がたてられていることを確認した。対策のうち、保管すべき試料と廃棄する試料の物理的な区画、ホットラボの整理整頓、什器の整備及び試料別の保管場所の明示等が実施済みであること、委託先へ委託追加仕様書等にて周知・徹底を図っていることを確認した。関連するマニュアル・ガイドのうち、「水質管理業務ガイド」が改訂され、他の2件について制改定中であることを確認した。

「警報記録に係る保守点検等の状況<抜き打ち検査>」に係る検査では、電子保存装置、アラームタイパー等が報告書「事故時等における記録及びその保存の徹底について（平成24年9月）」に記載されたとおりの仕様であり、保守点検を適切に実施していることを確認した。

「2、3、4号機 計測制御設備の保守管理不備に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について」に係る検査では、根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について、対策実施計画に基づきマニュアル・ガイドの制改定が行われていることを確認した。リスクの高いと思われる各種業務のアクションプランが策定され、それらの精査・確認中であるとともに一部については実施中であることを確認した。今後もマニュアル・ガイドに基づく業務の実施及び本取組の直接原因対策・組織要因対策が有効に機能していく仕組みが構築されることから、引き続き、保安検査等において確認していくこととする。

「点検周期を超過した機器における保守管理の不備について」に係る検査では、原子炉設置者が報告書に基づく対策実施計画書を作成し、対策実施責任者の下で進めている組織要因対策等の活動について、第3回保安検査以降の実施状況を確認した。なお、経営層の関与の強化については、本店原子力品質・安全部が発電所の実施状況について確認を行い、社長・本部長に報告し、その結果を社内イントラに掲示しており、同様の取り組みを今後も3回実施する予定であることを確認した。4つの組織要因対策「保守管理に関する社内規定における教育の改善」、「保守・予算管理システムへの移行」、「点検長期計画に対する対策のレビュー」、「保全の質の向上」については、その一部の実施について確認できなかったが、それ以外については、計画どおり実施中であることを確認した。組織要因対策については平成25年3月末を目途に実施される項目があることから、今後も引き続き保安検査等において確認していくこととする。

「5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について」に係る検査では、品質・安全部が作成した「柏崎刈羽原子力発電所5号機『中央制御室非常用換気空調系の運転に係る保安規定違反事象』に係る組織要因対策の具体的な実施内容について」に従い、平成25年3月末までに「組織要因①保安規定要求事項の明確化の仕組み」及び「組織要因②役割分担の明確化の仕組み」を構築すべく各対策が計画どおり実施されていることを確認した。組織要因を踏まえた是正措置及び予防措置については、仕組みの構築が進められている段階であ

	<p>るため、今後、引き続き保安検査等において確認していくこととする。 以上のことから、平成24年度第4回保安検査を実施した結果を総括すると、 原子炉設置者の保安活動の実施状況は良好と判断する。</p>
--	---

発電所名	日本原子力発電株式会社東海第二発電所
検査実施期間	3月4日(月) ~ 3月15日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況</p> <p>②放射線管理の実施状況</p> <p>③東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況</p> <p>④火災防止対策の実施状況</p> <p>⑤不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</p> <p>⑥記録管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況」、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況」、「火災防止対策の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」等を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>「特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況」については、特別な保全計画に基づき抽出された系統・機器の保管や継続的な定期運転による健全性確認が実施されていることを確認した。また、点検計画に記載されている電気・計測制御設備を含めた系統・機器については、点検漏れが生じないようにシステム等により適切に管理されていることを確認した。</p> <p>「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況」については、前回の保安検査以降、津波対策要領が改訂され原子炉建屋ベント操作手順が追記されたほか、更なる改善策として可搬式ディーゼル駆動ポンプが配備されたことを確認した。</p> <p>「火災防止対策の実施状況」については、前回の保安検査以降、火災撲滅に向けたアクションプランに基づき着実に火災防止対策が実施され、その進捗状況については本店の防災委員会で半期毎に実施状況を確認して適切にフォローされていることを確認した。</p> <p>「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、不適合管理要項に基づき不適合管理票が発行され、立案した不適合対策の妥当性をCAP会議で審議されていることを確認した。また、平成24年11月に発生した管理区域外での洗浄廃液の漏れについて、根本原因分析が実施されており、その結果に基づく再発防止対策が立案され、対策が進んでいることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定等に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となるような事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	中部電力株式会社浜岡原子力発電所
検査実施期間	2月25日(月) ~ 3月8日(金)、3月13日(水)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②不適合管理及び是正処置の実施状況</p> <p>③記録及び報告の実施状況(抜き打ち検査を含む)</p> <p>④放射線管理の実施状況</p> <p>⑤保守管理の実施状況</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「不適合管理及び是正処置の実施状況」、「保守管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」については、前回保安検査(平成24年度第3回)以降の実施状況を確認し、2012年8月に公表された内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」に関連する津波高等の推計データに基づき安全性をより一層高めるために実施される強化策について確認すると共に、従前の計画に基づく対策なども適切に進められていること、シビアアクシデント対策も含めた緊急安全対策等がハード面及びソフト面から整合のとれた運用が計画され、マニュアルや訓練等に反映されていることなどを確認した。</p> <p>「不適合管理及び是正処置の実施状況」については、不適合管理プロセスが社内指針・手引類に文書化され、適切に管理されていることを不適合管理の記録に基づき確認した。また、不適合の採否・クラス判定などにおける判断のバラツキなどに対しては発電所内での各種指導や関連する会議体でのレビューなどにより個人の力量のレベルアップが図られていること、ヒューマンエラーに対してもABC活動など各種施策を実施していること、予防処置及び是正処置についても適切に実施されていることなどを確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」については、日本原子力研究開発機構のもんじゅにおける電気・計測制御設備の未点検事象に鑑み、浜岡原子力発電所での電気・計測制御設備の点検が適切に実施されていること及び点検周期を超える点検時期の変更に対し適切に不適合処置を実施するルールがあり、前回の保守管理に係る保安検査(平成24年度第2回)以降点検周期逸脱に係る不適合の発生はないことを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験の立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	北陸電力株式会社志賀原子力発電所
検査実施期間	2月25日(月)～ 3月8日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②不適合管理の実施状況</p> <p>③保守管理の実施状況</p> <p>④安全文化醸成活動の実施状況(本店検査を含む)</p> <p>⑤緊急安全対策の資機材について、その保管状況の確認(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」については、緊急安全対策等に必要な機器・資機材の点検、教育・訓練等が、緊急時対応マニュアルに従って適切に実施されていることを確認した。また、中長期計画として策定された対策が、計画に従って着実に進められていることを確認した。</p> <p>「不適合管理の実施状況」については、昨年度事業者が作成したトラブルの共通要因に対する対策の取り組みが継続的に実施されており、トラブル発生の未然防止に努めていることや、ヒューマンパフォーマンス向上推進委員会の分科会活動を通して基本動作を徹底する教育に取り組んでいること等を確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」については、点検基準表から保全内容決定表への移行が、次回定期検査時期の動向を踏まえ移行完了時期を検討すること、保守管理の仕組みが確実に機能していること、及びもんじゅにおける未点検対応として、プラントの長期停止による特別な保全計画に基づく追加点検が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	日本原子力発電株式会社敦賀発電所
検査実施期間	3月4日(月) ~ 3月15日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②コンプライアンス・安全文化醸成活動の実施状況</p> <p>③記録及び報告の実施状況</p> <p>④放射線管理の実施状況</p> <p>⑤2号機放水口モニタ伝送ケーブル損傷事象に伴う、再発防止対策の実施状況</p> <p>⑥保守管理の実施状況</p> <p>⑦定期試験の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑧保安記録の保管状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」及び「コンプライアンス・安全文化醸成活動の実施状況」等を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」については、前回の保安検査以降に実施された緊急安全対策等を確認した結果、より厳しい条件を想定した、原子力防災訓練の実施、既存扉の水密扉取替工事等の安全向上対策が着実に実施されていることを確認した。</p> <p>「コンプライアンス・安全文化醸成活動の実施状況」については、平成23年度の活動実績の評価を踏まえ、平成24年度計画に反映され、コンプライアンス・安全文化醸成活動が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	関西電力株式会社美浜発電所
検査実施期間	2月25日(月) ~ 3月8日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた美浜発電所の緊急安全対策等の実施状況(原子力事業本部の検査を含む)</p> <p>②品質保証活動及び安全文化醸成活動の実施状況(原子力事業本部の検査を含む)</p> <p>③高経年化を踏まえた保守管理の実施状況</p> <p>④プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況</p> <p>⑤不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</p> <p>⑥発電所レビューの実施状況</p> <p>⑦過去の違反(監視)事項に係る改善措置状況</p> <p>⑧放射線管理に係る区域管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた美浜発電所の緊急安全対策等の実施状況」、「品質保証活動及び安全文化醸成活動の実施状況」、「高経年化を踏まえた保守管理の実施状況」、「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」、及び「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた美浜発電所の緊急安全対策等の実施状況」については、前回保安検査からの進捗状況及び中長期の各対策が適切に計画、実施されており、また、導入した資機材の運用に係る訓練及び点検が規定通りに実施されていることを確認した。</p> <p>「品質保証活動及び安全文化醸成活動の実施状況」のうち、品質保証活動については、平成24年度の各課(室)品質目標が年度末までに達成見込みであり、経営監査室等の内部監査が計画通り実施されていることを確認した。安全文化醸成活動については、平成24年度の重点施策等に係る活動が年度を通じて実施され、美浜発電所及び原子力事業本部において、安全文化の年度評価が実施されていることを確認した。</p> <p>「高経年化を踏まえた保守管理の実施状況」については、前回保安検査以降、高経年化を踏まえた長期保守管理方針に基づく保守管理が進捗していることを確認した。また、保守管理の有効性評価が実施され、次年度の計画に反映される改善が望ましい事項が抽出されていることを確認した。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」については、特別な保全計画に基づき、系統及び機器の長期的な劣化抑制のための保管対策が実施されていることを確認した。また、美浜1号機及び3号機で実施されている特別な保全計画に基づく追加点検の実施状況について抜き取り確認を行った結果、各点検が計画に基づき適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、平成25年2月に発生した「美浜1号機A-非常用ディーゼル発電機の過給機の損傷」事象及び前回保安検査以降に発生した、重要度が低いとされた不適合事例について、規定に基づき、不適合の原因に応じて是正処置が実施されていることを確認した。</p> <p>その他の各検査項目については、保安規定に基づき各保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視を行った結果、特段、問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	関西電力株式会社大飯発電所
検査実施期間	2月25日(月) ~ 3月8日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況(原子力事業本部を含む)</p> <p>②マネジメントレビューの実施状況</p> <p>③安全文化醸成活動の実施状況(原子力事業本部を含む)</p> <p>④不適合管理等の実施状況</p> <p>⑤プラントの長期停止に伴う管理状況</p> <p>⑥運転管理の実施状況</p> <p>⑦地震・火災等発生時の措置の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑧非常時の措置の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」、「プラントの長期停止に伴う管理状況」、及び「不適合管理等の実施状況」等を基本検査項目として、検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」については、事故の技術的知見から得られた30の対策及びストレステストで一層の取組を求めた6項目に加え、事業者が独自に実施する対策を含め着実に実施されており、また、中長期計画により更なる安全性の向上及び設備の充実化が継続して図られていることを確認した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況」については、平成24年度に品質保証システム(以下、「QMS」という。)に沿って実施された大飯発電所内の全ての活動について、発電所レビューで審議・評価が適切に実施され、そのアウトプット情報とともに原子力事業本部で行われる品質保証会議のインプット情報としてまとめられていることを確認した。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う管理状況」においては、1号機では、燃料取り出しにより、これまでの保管状態が大幅に変更されたことを受け、「特別な保全計画(プラント長期停止に係る保管対策)」を改定し、これに基づき系統・機器の保管が実施されていることを確認した。2号機では、「特別な保全計画(プラント長期停止に係る保管対策)」が策定され、これに基づき系統・機器の保管が継続されていることを確認した。</p> <p>「不適合管理等の実施状況」については、発生した不適合は速やかに是正処置プログラム(以下、「CAP(Corrective Action Program)」)検討会で情報共有され、是正処置の内容等はCAP審議会で審議され、必要に応じて適切に見直されていることを確認した。また、発生した不適合の分析作業において、社内規定を改正することにより積極的に運用改善が図られていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づいて各保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。このうち、3号機 B系非常用直流母線の一時的な停電における運転上の制限の逸脱に関しては、運転上の制限逸脱の判断と復旧対応の状況を確認し、要因分析、是正処置の策定が、ハード面、ソフト面で適切になされていることを確認した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験(3号機C充てんポンプ起動試験)への立会を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	関西電力株式会社高浜発電所
検査実施期間	2月25日(月) ~ 3月8日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況(原子力事業本部検査を含む)</p> <p>②安全文化醸成活動の実施状況(原子力事業本部検査を含む)</p> <p>③プラントの長期停止に伴う管理状況</p> <p>④マネジメントレビューの実施状況</p> <p>⑤地震・火災等発生時の措置の実施状況</p> <p>⑥巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑦記録管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」、「安全文化醸成活動の実施状況」及び「プラントの長期停止に伴う管理状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」については、発電所では水密扉の設置が完了し運用が開始され、原子力事業本部では新たな取り組みとしてシビアアクシデント対応能力向上のためシミュレータ改造が計画される等、各種対策が継続的に計画・実施され、安全対策が着実に進捗していることを確認した。</p> <p>「安全文化醸成活動の実施状況」については、発電所においては平成24年度の重点施策に基づく活動が各課(室)で計画的に実施され、発電所全体の安全文化醸成活動が評価された後、改善に向けた課題等が抽出されていることを確認した。また、原子力事業本部においても、各発電所の評価結果等を取りまとめ、原子力部門全体での安全文化醸成活動の評価が適切に行われていることを確認した。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う管理状況」については、2号機及び3号機において長期停止状態を踏まえた特別な保全計画が適切に策定されていることを確認するとともに、平成24年度の保守管理の有効性評価が社内標準に基づき実施されていることを確認した。また、もんじゅで発生した電気・計測制御設備の未点検に係る水平展開として、電気・計測制御設備を抜き取りで確認した結果、定められた点検周期に従い適切に点検が実施されていることを確認するとともに、点検周期を超える点検時期の変更に対しては不適合管理(特別採用)が実施されることを確認した。</p> <p>その他の検査項目についても、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験(4号機A非常用ディーゼル発電機負荷試験)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	中国電力株式会社島根原子力発電所
検査実施期間	2月28日(火) ~ 3月15日(木)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②保守管理の実施状況</p> <p>③マネジメントレビューの実施状況(本社検査を含む)</p> <p>④内部監査の実施状況(本社検査)</p> <p>⑤炉心管理の実施状況(本社検査)</p> <p>⑥保安に関する記録の作成保存状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>①保守管理の不備等に係る保安規定違反(違反1)の改善措置の実施状況</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。また、「保守管理の不備等に係る保安規定違反(違反1)の改善措置の実施状況」について、再発防止策に基づく原子炉設置者の改善措置状況を確認するため、追加検査項目として選定し、安全規制調整官の監理・指導の下で検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に関して、全交流電源等の喪失時における対応訓練(以下、「対応訓練」という。)及び電源機能等喪失時対応資機材(以下、「対応資機材」という。)の点検が計画に基づき着実に実施されていること、また、更なる信頼性向上対策である防波壁の強化が着実に進捗していることを確認した。</p> <p>また、「保守管理の実施状況」に関しては、1号機に加えて2号機についても長期停止プラントとして、「プラント停止時工程管理手順書」に基づき、特別な保全計画が適切に策定され、適切に保管措置が実施されていること、また、1号機について前回検査以降に完了した追加点検工事が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>その他の基本検査項目についても、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>追加検査の結果、「保守管理の不備等に係る保安規定違反(違反1)の改善措置の実施状況」について、策定された計画に従い、すべての再発防止対策が適切に実施されており定着化が図られていることを確認した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設(1、2号機原子炉建物)の巡視、定期試験(1号機非常用電源A-ディーゼル発電機手動起動試験等)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	四国電力株式会社伊方発電所
検査実施期間	2月25日(月)～3月8日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</p> <p>③品質保証活動の実施状況</p> <p>④安全文化醸成活動の実施状況</p> <p>⑤放射線管理の実施状況</p> <p>⑥文書管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑦調達管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」及び「品質保証活動の実施状況」等を基本検査項目として選定し、発電所にて検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に係る検査では、原子炉設置者の策定した対策が計画に基づき着実に実施されていること、緊急安全対策に係る訓練が実施されその有効性が評価されていること、配備された緊急時対応用資機材の点検・管理が緊急時対応用資機材管理マニュアル等に従い実施されていることを確認した。</p> <p>「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」に係る検査では、不適合処置、是正処置及び予防処置が、不適合管理内規及び予防処置管理内規に基づき実施されていること、品質保証運営委員会で是正処置の有効性レビューが、また、予防処置検討会で予防処置の有効性レビューが実施されていることを確認した。</p> <p>「品質保証活動の実施状況」に係る検査では、品質方針に基づく品質目標となる伊方発電所の平成24年度業務計画の実施状況がレビュー、評価されていること、マネジメントレビューへのインプットデータに係る発電所レビューの結果が品質保証運営委員会で審議されていること等を確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定等に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視を行った結果、特段問題ないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	九州電力株式会社玄海原子力発電所
検査実施期間	2月25日(月) ~ 3月8日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②継続的改善活動の実施状況</p> <p>③保守管理の実施状況</p> <p>④定期安全レビューの実施状況</p> <p>⑤放射性固体廃棄物の管理の実施状況</p> <p>⑥過去の違反事項(監視)に関わる改善処置状況</p> <p>⑦放射性廃棄物の処理に係る作業管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑧記録管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査では、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「継続的改善活動の実施状況」、「保守管理の実施状況」及び「過去の違反事項(監視)に関わる改善処置状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」については、事故の技術的知見に基づく30項目の対策についての基本的な方針に基づき、順次計画が進められるとともに、更なる対策の強化が図られていることを確認した。</p> <p>「継続的改善活動の実施状況」については、保安活動実績、不適合の対応状況や改善の実施状況等から設定した品質目標の達成状況を評価し、発電所組織全体として品質目標の達成に向けた活動が適切に実施されているとの評価(期中)が行われていることを確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」については、「特別な保全計画」の実施状況を確認した。また、「もんじゅ」における保守管理の不備の発生を受けて、電気・計測制御設備を対象とし、「特別な保全計画」策定後の点検が適切に実施されていること、及び点検計画で定められた点検周期を超えて点検計画を変更する場合には、規定類に基づく不適合管理が行われていることを確認した。</p> <p>「過去の違反事項(監視)に関わる改善処置状況」については、九州電力(株)玄海原子力発電所4号機復水器真空低下に伴う原子炉自動停止に係る再発防止対策が対策実施計画に従って着実に実施されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験への立会を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	九州電力株式会社川内原子力発電所
検査実施期間	3月4日(月) ~ 3月15日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①調達管理の実施状況 ②保守管理の実施状況 ③発電所外への搬出状況 ④被ばく管理の実施状況 ⑤放射性固体廃棄物管理の実施状況 (抜き打ち検査) ⑥記録管理の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「調達管理の実施状況」及び「保守管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「調達管理の実施状況」については、調達プロセス、供給者の評価・選定、調達要求事項、供給者とのコミュニケーション、調達製品の検証、供給者の監査について、それぞれ規定類に基づき適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」については、日常整備、長期停止に伴う保全対策、所内各課・協力会社との連携、電気・計測制御設備点検の状況、機器の機能確認等について、それぞれ規定類に基づき適切に実施されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター 原子炉施設
検査実施期間	3月4日(月) ~ 3月22日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>I. 緊急安全対策等の実施状況</p> <p>II. 設備健全性確認の実施状況</p> <p>III. 特別な保全計画(炉内中継装置)の実施状況</p> <p>IV. 品質保証等の実施状況</p> <p>V. 放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>VI. 抜き打ち検査</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>保守管理不備に係る直接原因分析及び根本原因分析を踏まえた再発防止対策並びにその実施状況について</p>
検査結果	<p>今回の保安検査では、基本検査方針に基づく項目として、緊急安全対策等の実施状況、設備健全性確認の実施状況、特別な保全計画(炉内中継装置関連)の実施状況について確認を行った。また、これらに加え、品質保証等の実施状況及び、抜き打ち検査を行い、一連の保安活動が保安規定を遵守し適切に実施されているかを確認した。</p> <p>さらに、昨年発生した保守管理の不備を踏まえ「保守管理不備に係る直接原因分析及び根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について」を追加検査として実施した。</p> <p>この結果、検査で確認された事実から今回の保安検査を総括すると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守管理の不備については、前回保安検査実施時と同様に、保全計画に従った保守点検が行われず点検時期超過となった機器があること、これら機器には安全上重要度の高いクラス1機器も含まれていることから、原子炉等規制法第35条第1項(原子炉施設の保全)及び第37条第4項(保安規定の遵守)に違反し、原子炉施設の保全が適切に実施されていないと判断する。 ・その他の検査項目に係る保安活動については、検査で確認した範囲において問題は確認されなかった。 <p>なお、検査結果の詳細は以下のとおり</p> <p>①緊急安全対策等の実施状況については、第二緊急時対策室設置場所の候補として選定を進めていること、緊急安全対策等によって導入された設備の基本情報を整理した台帳を作成し管理されていることなど、ハード面、ソフト面の安全向上対策が着実に実施されていることを確認した。</p> <p>②設備健全性確認の実施状況については、水・蒸気系設備等の長期停止に係る特別な保全計画に基づく保全の実施状況を確認した結果、作業プロセス、試験検査内容等が明確化されていること、それらに基づき、点検の実施、点検結果等の確認・評価が適切に行われていることを確認した</p> <p>③特別な保全計画(炉内中継装置関連)の実施状況については、炉内中継装置落下事象の再発防止及び水平展開の実施状況として、設計段階の要求事項の妥当性確認等及び接合部の点検・調査が実施中であること、根本原因分析の拡充措置実施状況については、実施中の行動計画を、保守管理不備を受け新たに策定した行動計画に取り込む予定であることを確認した。</p> <p>④品質保証等の実施状況については、マネジメントレビューのインプット情報の確認、安全文化醸成活動の実施状況について確認した。マネジメントレビューのインプット情報の確認の結果、保守管理不備に関して、経営層が改善の必要性を認識するために必要とされる現場の問題点や課題等の情報をマネジメントレビューのインプット情報として十分に提出できていなかったことや、保安規定第3条「5. 経営者の責任」に関する議論が行われていな</p>

	<p>かったこと等を確認した。安全文化醸成活動の実施状況の確認の結果、保守管理不備に関して、組織の安全文化が劣化の兆候を示していることを自ら検出仕切れていないこと、安全文化醸成活動の改善が必要であることを確認した。</p> <p>⑤抜き打ち検査においては、電気保修課での保守管理不備を踏まえ、他課においても同様の事案が発生していないかを抜き打ち検査として実施した。検査の結果、平成25年1月31日に原子力研究開発機構から原子力規制委員会に提出された報告書では点検時期の超過が認められないとされていた部署の機器についても、過去に点検期限を超過していた機器（クラス1を含む）があることが判明した。現在、事業者は電気保修課以外の部署が所掌する機器について、点検実績等の調査を実施中である。</p> <p>⑥追加検査においては、前回の保安検査時に確認された点検時期の超過に関する一連の調査・確認を行った結果、点検時期を超過している未点検機器の点検及び保全の有効性評価を踏まえた保全計画の見直しが完了していないことを確認した。</p>
--	--

別表2：保安規定違反判定区分「監視」について

発電所	件数	保安規定違反の概要
東京電力株式会社 福島第一原子力発電所	1件	<p>【件名 ダストフィルタ未装着のマスク使用】</p> <p>平成25年2月に「全面マスクにダストフィルタを未装着の状態 で作業を実施」の事象2件（平成25年2月1日福島第一原子力発 電所構内旧展望台における「伐採木覆土式一時保管施設設置工事」 において作業員がダストフィルタ未装着の全面マスクを使用する 事象及び平成25年2月14日福島第一原子力発電所構内旧グラ ウンドにおいて作業員の全面マスクのダストフィルタが外れた事 象）が連続して発生したことから、抜き打ち検査として協力企業の 放射線防護に係る保安活動の実施状況について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル （以下、放射線管理基本マニュアルという。）において、作業中の 放射線管理業務として保護具の着用基準を定めるとともに、放射線 管理基本マニュアルに基づいた福島第一原子力発電所放射線管理 仕様書（以下、放射線管理仕様書という。）により、管理対象区域 立入管理における遵守事項としての保護具の着用及び使用前点検、 並びに保護衣・保護具管理としての保護具の点検を協力企業に要求 していることを確認した。</p> <p>しかしながら、2月1日の事象においては、当該作業員は全面マ スク装着時に同マニュアルで要求している保護装備類の最終確認 （リークチェック等）を実施していなかったとの報告であった。ま た、2月14日の事象においては、作業員は全面マスク装着時の保 護装備類の最終確認を実施していたが、作業終了後の移動時に全面 マスクにフィルタが付いていない事に気づき、現場確認を実施した ところ、外れた全面マスクのフィルタは作業現場で発見された。</p> <p>これらの事象において、事業者の保安活動を確認したところ、協 力企業に対する放射線防護上の遵守事項を放射線管理仕様書に定 めているが、遵守事項の履行状況を確認していないこと、及び放射 線管理基本マニュアルにおける保護具の配備業務において、保護衣 ・保護具の点検内容を事前に定め、配備（使用前）の都度、実施す ることとしているが、事業者はマスクの配備業務を協力会社に委託 する際の調達要求事項にマスクへのフィルタ装着に関する確認検 査がなく、委託された協力会社においてはフィルタを確実に装着し たマスクの配備に関する手順書あるいは検査要領書がなかったこ とを確認した。これらの確認により、保護具の確認及び配備を确实 に遂行出来るように、管理された状態での運用が不十分であったも のと判断する。</p> <p>以上の確認結果から、保安規定第12章にある管理対象区域内に おける協力企業の放射線防護に対して、全面マスク装着時の保護装 備類の最終確認及び保護衣・保護具の配備に関する管理が十分でな いことが確認されたことから、保安規定違反（監視）と判断し、改 善するよう事業者を指導した。今後、事業者の改善実施状況を確認 していく。</p>

別表3：安全確保上重要な行為の保安検査について

発電所			安全確保上重要な行為の保安検査	検査実施期間		
北海道電力	泊	1号機	ミッドループ運転時の保安検査	2013/3/12	～	2013/3/18
			燃料取替え（取出）時の保安検査	2013/3/15	～	2013/3/21
東北電力	女川	1号機	海水系統切替え時の保安検査	2013/2/12	～	2013/2/19
東京電力	柏崎	1号機	海水系統切替え時の保安検査	2012/12/19	～	2013/1/9
			燃料取替え（取出）時の保安検査	2013/2/15	～	2013/3/12
			燃料取替え（装荷）時の保安検査	2013/2/15	～	2013/3/12
		7号機	燃料取替え（取出・装荷）時の保安検査	2013/2/12	～	2013/3/4
関西電力	美浜	1号機	ミッドループ運転時の保安検査	2013/2/8	～	2013/2/14
			燃料取替え（取出）時の保安検査	2013/2/20	～	2013/2/25
	大飯	1号機	ミッドループ運転時の保安検査	2013/1/11	～	2013/1/29
			燃料取替え（取出）時の保安検査	2013/1/25	～	2013/2/4
四国電力	伊方	1号機	ミッドループ運転時の保安検査	2013/1/22	～	2013/1/30
			燃料取替え（取出）時の保安検査	2013/2/5	～	2013/2/14
		2号機	ミッドループ運転時の保安検査	2013/2/20	～	2013/2/26
			燃料取替え（取出）時の保安検査	2013/3/4	～	2013/3/12
九州電力	玄海	3号機	ミッドループ運転時の保安検査	2013/2/28	～	2013/3/6
			燃料取替え（取出）時の保安検査	2013/3/5	～	2013/3/11
		4号機	ミッドループ運転時の保安検査	2013/3/15	～	2013/3/21
			燃料取替え（取出）時の保安検査	2013/3/19	～	2013/3/26
	川内	1号機	ミッドループ運転時の保安検査	2013/1/24	～	2013/1/28
			燃料取替え（取出）時の保安検査	2013/1/25	～	2013/2/4
	2号機	ミッドループ運転時の保安検査	2013/2/5	～	2013/2/12	

			燃料取替え（取出）時の保安検査	2013/2/8	～	2013/2/15
--	--	--	-----------------	----------	---	-----------

核燃料施設等に係る保安検査結果報告

【加工事業者（1／6）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所（加工施設） ②加工の方法：ウラン濃縮 ③最大処理能力：1, 890tU/年（濃縮度5%以下） ④事業開始年月：平成3年9月
3. 検査実施期間	平成25年2月20日～2月26日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①保安検査項目 ・非常時の措置等に係る実施状況 ・事故時等における記録及びその保存の徹底に係る信頼性向上対策の実施状況 ・保安に関する記録の作成等の実施状況 ②重点検査項目 ・非常時の措置等に係る実施状況 ・事故時等における記録及びその保存の徹底に係る信頼性向上対策の実施状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ検査項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「非常時の措置等に係る実施状況」、「事故時等における記録及びその保存の徹底に係る信頼性向上対策の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【加工事業者（2／6）】

1. 事業者名	三菱原子燃料株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：三菱原子燃料株式会社</p> <p>②加工の方法：再転換、成型（加圧水型軽水炉用）</p> <p>③最大処理能力： 475 tU／年（濃縮度5%以下）（転換） 440 tU／年（濃縮度5%以下）（成型）</p> <p>④事業開始年月：昭和47年1月</p>
3. 検査実施期間	平成25年2月19日～2月22日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①保安検査項目 ・放射線管理の実施状況 ・加工施設の操作に係る実施状況 ・事故時等における記録及びその保存の徹底に係る信頼性向上対策の実施状況</p> <p>②重点検査項目 ・事故時等における記録及びその保存の徹底に係る信頼性向上対策の実施状況</p> <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「放射線管理の実施状況」、「加工施設の操作に係る実施状況」及び「事故時等における記録及びその保存の徹底に係る信頼性向上対策の実施状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【加工事業者（3／6）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：原子燃料工業株式会社 東海事業所（加工施設）</p> <p>②加工の方法：成型（沸騰水型軽水炉用）</p> <p>③最大処理能力：250tU/年（濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：昭和55年1月</p>
3. 検査実施期間	平成25年2月26日～3月1日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況 ・加工施設の操作に係る実施状況 ・事故時等における記録及びその保存の徹底に係る信頼性向上対策の実施状況 <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況 ・事故時等における記録及びその保存の徹底に係る信頼性向上対策の実施状況 <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況」、「加工施設の操作に係る実施状況」及び「事故時等における記録及びその保存の徹底に係る信頼性向上対策の実施状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題のないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【加工事業者（4／6）】

1. 事業者名	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン</p> <p>②加工の方法：成型（沸騰水型軽水炉用）</p> <p>③最大処理能力：750tU／年（濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：昭和45年8月</p>
3. 検査実施期間	平成25年2月25日～2月28日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の実施に係る指示に基づく取組状況 ・事故時等における記録及びその保存の徹底に係る信頼性向上対策の実施状況 ・核燃料取扱主任者の活動状況 ・教育・訓練の実施状況 <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の実施に係る指示に基づく取組状況 ・事故時等における記録及びその保存の徹底に係る信頼性向上対策の実施状況 <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の実施に係る指示に基づく取組状況」、「事故時等における記録及びその保存の徹底に係る信頼性向上対策の実施状況」、「核燃料取扱主任者の活動状況」及び「教育・訓練の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の保安状況については、加工事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【加工事業者（5／6）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：原子燃料工業株式会社 熊取事業所 ②加工の方法：成型（加圧水型軽水炉用） ③最大処理能力：383tU／年（濃縮度5%以下） ④事業開始年月：昭和47年9月
3. 検査実施期間	平成25年3月4日～3月8日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①保安検査項目 ・保守管理の実施状況 ・安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の実施に係る指示に基づく取り組み状況 ・非常時の措置の実施状況 ・事故時等における記録及びその保存の徹底に係る信頼性向上対策の実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ②重点検査項目 ・安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の実施に係る指示に基づく取り組み状況 ・非常時の措置の実施状況 ・事故時等における記録及びその保存の徹底に係る信頼性向上対策の実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ検査項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」、「安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の実施に係る指示に基づく取り組み状況」、「非常時の措置の実施状況」、「事故時等における記録及びその保存の徹底に係る信頼性向上対策の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」について検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の保安状況については、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【加工事業者（6／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター（加工施設）</p> <p>②加工の方法：ウラン濃縮</p> <p>③最大処理能力：200tU／年（濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：昭和63年3月</p>
3. 検査実施期間	平成25年2月27日～3月1日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置に関する取組状況 ・事故時等における記録及びその保存の徹底に係る信頼性向上対策の実施状況 ・施設定期自主検査の実施状況 <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置に関する取組状況 ・事故時等における記録及びその保存の徹底に係る信頼性向上対策の実施状況 <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「品質マネジメントシステムの実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置に関する取組状況」及び「事故時等における記録及びその保存の徹底に係る信頼性向上対策の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認及び施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（1／6）】

1. 事業者名	株式会社東芝
2. 事業所名	株式会社東芝原子力技術研究所
3. 検査実施期間	平成25年3月13日～3月14日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守管理の実施状況 ・定期的な評価の実施状況 ・保安教育の実施状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保守管理の実施状況」、「定期的な評価の実施状況」及び「保安教育の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（2／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	東海研究開発センター原子力科学研究所
3. 検査実施期間	平成25年3月11日～3月14日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理の実施状況 ・記録及び報告の管理状況 ・定期的な評価の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の保守管理実施状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」、「記録及び報告の管理状況」及び「定期的な評価の実施状況」を、重点検査項目として「施設の保守管理実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（3／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（北地区）
3. 検査実施期間	平成25年2月6日～2月8日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立ち入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理の実施状況 ・記録及び報告の管理状況 ・定期的な評価の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の保守管理実施状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」、「記録及び報告の管理状況」及び「定期的な評価の実施状況」を、重点検査項目として「施設の保守管理実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（4／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区）
3. 検査実施期間	平成25年2月20日～2月21日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立ち入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理の実施状況 ・記録及び報告の管理状況 ・定期的な評価の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の保守管理実施状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」、「記録及び報告の管理状況」及び「定期的な評価の実施状況」を、重点検査項目として「施設の保守管理実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（5／6）】

1. 事業者名	学校法人近畿大学
2. 事業所名	近畿大学原子力研究所
3. 検査実施期間	平成25年2月14日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立ち入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な評価の実施状況 ・記録及び報告の実施状況 ・非常事態における措置の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故・トラブルを防止するための対策について
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「定期的な評価の実施状況」、「記録及び報告の実施状況」及び「非常事態における措置の実施状況」を、重点検査項目として「事故・トラブルを防止するための対策について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（6／6）】

1. 事業者名	国立大学法人京都大学
2. 事業所名	京都大学原子炉実験所
3. 検査実施期間	平成25年2月21日～2月22日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立ち入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質保証の実施状況 ・保安に関する記録の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故・トラブルを防止するための対策について ・火災予防対策の実施状況について
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「品質保証の実施状況」及び「保安に関する記録の実施状況」を、重点検査項目として「事故・トラブルを防止するための対策について」及び「火災予防対策の実施状況について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【再処理事業者（1／2）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：日本原燃株式会社 再処理事業所</p> <p>②再処理の方法：湿式法（ピューレックス法）</p> <p>③最大処理能力：800t・Upr/年（4.8t・Upr/日）</p> <p>④事業開始年月：平成11年12月 （使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設）</p>
3. 検査実施期間	平成25年2月18日～3月1日
4. 検査の概要	<p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・安全上重要な設備の保守管理の実施状況 ・再処理施設のしゅん工準備に係る保安活動の実施状況 ・高レベル廃液ガラス固化設備に係る保安活動の実施状況 ・交流電源供給機能等喪失時の体制の整備及び非常時の措置等の実施状況 <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・安全上重要な設備の保守管理の実施状況 ・再処理施設のしゅん工準備に係る保安活動の実施状況 ・高レベル廃液ガラス固化設備に係る保安活動の実施状況 ・交流電源供給機能等喪失時の体制の整備及び非常時の措置等の実施状況 <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「安全上重要な設備の保守管理の実施状況」、「再処理施設のしゅん工準備に係る保安活動の実施状況」、「高レベル廃液ガラス固化設備に係る保安活動の実施状況」及び「交流電源供給機能等喪失時の体制の整備及び非常時の措置等の実施状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、再処理事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【再処理事業者（2／2）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）</p> <p>②再処理の方法：湿式法（ピューレックス法）</p> <p>③最大処理能力：210 tU／年（0.7 tU／日）</p> <p>④事業開始年月：平成17年10月</p>
3. 検査実施期間	平成25年2月4日～2月15日
4. 検査の概要	<p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の実施に係る指示等に基づく取組状況 ・教育訓練の実施状況 ・東北地方太平洋沖地震後の設備健全性確認の実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置に関する取組状況 ・放射性気体廃棄物の放出管理の実施状況 ・環境監視の実施状況 <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の実施に係る指示等に基づく取組状況 ・教育訓練の実施状況 <p>③逐条検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性気体廃棄物の放出管理の実施状況 <p>④フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の実施に係る指示等に基づく取組状況」、「教育訓練の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、核燃料サイクル工学研究所からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（1／15）】

1. 事業者名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
2. 事業所名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
3. 検査実施期間	平成25年2月22日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・記録及び報告の管理状況</p> <p>②重点検査 ・施設の保守管理実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「記録及び報告の管理状況」について、重点検査項目として「施設の保守管理実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（2／15）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所名	東海事業所
3. 検査実施期間	平成25年2月5日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・記録及び報告の管理状況</p> <p>②重点検査 ・施設の保守管理実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「記録及び報告の管理状況」について、重点検査項目として「施設の保守管理実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（3／15）】

1. 事業者名	日本核燃料開発株式会社
2. 事業所名	日本核燃料開発株式会社
3. 検査実施期間	平成25年2月26日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・記録及び報告の管理状況</p> <p>②重点検査 ・施設の保守管理実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「記録及び報告の管理状況」について、重点検査項目として「施設の保守管理実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（4／15）】

1. 事業者名	株式会社東芝
2. 事業所名	株式会社東芝 原子力技術研究所
3. 検査実施期間	平成25年3月13日 ～ 3月14日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査 ・施設の巡視、点検等 ・保安教育</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「施設の巡視、点検等」及び「保安教育」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（5／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	東海研究開発センター原子力科学研究所
3. 検査実施期間	平成25年2月5日 ～ 2月8日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・記録及び報告の管理状況</p> <p>②重点検査 ・施設の保守管理実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「記録及び報告の管理状況」について、重点検査項目として「施設の保守管理実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。その際、平成25年1月30日に事業者から原子力規制委員会に報告があった放射線業務従事者の被ばく管理の不備について事実関係及び対応状況も確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、検査実施期間の前に事業者から報告があった事象を除き、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（6／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所
3. 検査実施期間	平成25年2月19日 ～ 2月21日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・記録及び報告の管理状況</p> <p>②重点検査 ・施設の保守管理実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「記録及び報告の管理状況」について、重点検査項目として「施設の保守管理実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（7／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（北地区）
3. 検査実施期間	平成25年2月13日 ～ 2月15日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・記録及び報告の管理状況</p> <p>②重点検査 ・施設の保守管理実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「記録及び報告の管理状況」について、重点検査項目として「施設の保守管理実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（8／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区）
3. 検査実施期間	平成25年3月4日 ～ 3月6日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・記録及び報告の管理状況</p> <p>②重点検査 ・施設の保守管理実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「記録及び報告の管理状況」について、重点検査項目として「施設の保守管理実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（9／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	人形峠環境技術センター
3. 検査実施期間	平成25年3月4日～3月6日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守管理の実施状況 ・品質保証の実施状況 ・記録及び報告の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備等の習熟、安全意識の醸成の実施状況について ・事故・トラブルを防止するための対策について
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保守管理の実施状況」、「品質保証の実施状況」及び「記録及び報告の実施状況」について、重点検査項目として「施設・設備等の習熟、安全意識の醸成の実施状況について」及び「事故・トラブルを防止するための対策について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（10／15）】

1. 事業者名	独立行政法人産業技術総合研究所
2. 事業所名	つくば中央第二事業所
3. 検査実施期間	平成25年3月5日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線測定の実施状況 ・核燃料物質の貯蔵管理の実施状況 ・保安教育及び訓練の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故・トラブルを防止するための対策について
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線測定の実施状況」、「核燃料物質の貯蔵管理の実施状況」及び「保安教育及び訓練の実施状況」について、重点検査項目として「事故・トラブルを防止するための対策について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（11／15）】

1. 事業者名	独立行政法人放射線医学総合研究所
2. 事業所名	独立行政法人放射線医学総合研究所
3. 検査実施期間	平成25年3月19日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線測定の実施状況 ・核燃料物質の取扱状況 ・記録及び報告の管理状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故・トラブルを防止するための対策について
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線測定の実施状況」、「核燃料物質の取扱状況」及び「記録及び報告の管理状況」について、重点検査項目として「事故・トラブルを防止するための対策について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（12／15）】

1. 事業者名	公益財団法人核物質管理センター
2. 事業所名	六ヶ所保障措置センター
3. 検査実施期間	平成25年3月11日 ～ 3月12日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬の実施状況 ・保安訓練の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時の措置について
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬の実施状況」及び「保安訓練の実施状況」について、重点検査項目として「非常時の措置について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（13／15）】

1. 事業者名	公益財団法人核物質管理センター
2. 事業所名	東海保障措置センター
3. 検査実施期間	平成25年2月27日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・記録及び報告の管理状況</p> <p>②重点検査 ・施設の保守管理実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「記録及び報告の管理状況」について、重点検査項目として「施設の保守管理実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（14／15）】

1. 事業者名	国立大学法人東京大学
2. 事業所名	東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻
3. 検査実施期間	平成25年2月28日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・記録及び報告の管理状況</p> <p>②重点検査 ・施設の保守管理実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「記録及び報告の管理状況」について、重点検査項目として「施設の保守管理実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（15／15）】

1. 事業者名	国立大学法人京都大学
2. 事業所名	京都大学原子炉実験所
3. 検査実施期間	平成25年2月20日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質保証の実施状況 ・記録及び報告の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故・トラブルを防止する為の対策について ・火災予防対策の実施状況について
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「品質保証の実施状況」及び「記録及び報告の実施状況」について、重点検査項目として「事故・トラブルを防止する為の対策について」及び「火災予防対策の実施状況について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【廃棄物埋設事業者（1/2）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 ・ 施設の種類：廃棄物埋設施設 〔1号廃棄物埋設施設〕 ・ 事業開始年月：平成4年12月 ・ 最大埋設能力：40,960m³ (200リットルドラム缶204,800本相当) 〔2号廃棄物埋設施設〕 ・ 受入れ開始年月：平成12年10月 ・ 最大埋設能力：41,472m³ (200リットルドラム缶207,360本相当)
3. 検査実施期間	平成25年2月28日～3月4日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常時等の措置の実施状況 ・ 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・ 巡視・点検の実施状況（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「非常時等の措置の実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」及び「巡視・点検の実施状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、廃棄事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【廃棄物埋設事業者（2/2）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター原子力科学研究所 ・ 施設の種類：廃棄物埋設施設 ・ 事業開始年月：平成7年11月 ・ 最大埋設能力：非固型化コンクリート等廃棄物約2,520m³ ・ 平成8年3月廃棄物の定置完了、平成8年9月覆土完了、平成9年10月保全段階へ移行
3. 検査実施日	平成25年2月27日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安教育訓練の実施状況 ・ 埋設保全区域の管理状況 ・ 記録及び報告の実施状況 ・ 廃棄物取扱主任者の業務の遂行状況（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保安教育訓練の実施状況」、「埋設保全区域の管理状況」、「記録及び報告の実施状況」、「廃棄物取扱主任者の業務の遂行状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の管理状況については、廃棄事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、埋設保全区域の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【廃棄物管理事業者（1／2）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：日本原燃株式会社 再処理事業所 ・ 施設の種類：廃棄物管理施設（仏国、英国からの返還高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の管理施設） ・ 最大管理能力：ガラス固化体 2,880本 ・ 冷却方式：間接自然空冷方式 ・ 事業開始年月：平成7年4月
3. 検査実施期間	平成25年3月4日 ～ 3月6日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・ 非常時等の措置の実施状況 ・ 巡視・点検の実施状況（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「非常時等の措置の実施状況」及び「巡視・点検の実施状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、廃棄事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【廃棄物管理事業者（2／2）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター ・ 施設の種類：廃棄物管理施設 ・ 事業開始年月：平成8年3月 ・ 最大受入れ数量：液体廃棄物9,400m³/年 固体廃棄物 845m³/年 ・ 最大管理能力：廃棄物8,559m³ (200リットルドラム缶換算 42,795本相当)
3. 検査実施期間	平成25年2月13日 ～ 2月15日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性廃棄物処理の実施状況 ・ 他事業者の不適合に対する水平展開の実施状況 ・ 内部監査の実施状況 ・ 廃棄物管理施設の保安に関する記録確認（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「放射性廃棄物処理の実施状況」、「他事業者の不適合に対する水平展開の実施状況」、「内部監査の実施状況」、「廃棄物管理施設の保安に関する記録確認（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の廃棄物管理施設の管理状況については、廃棄事業者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（廃止措置中のもの）（1/8）】

1. 原子炉設置者名	日本原子力発電株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：日本原子力発電株式会社 東海発電所 ・ 施設の種類：原子炉施設 ・ 廃止措置計画の認可：平成18年6月30日 (解体届提出：平成13年10月) ・ 全体工程：平成13～32年度 原子炉領域安全貯蔵 ：平成13～25年度 原子炉領域解体撤去 ：平成26～31年度 原子炉領域以外解体撤去：平成13～31年度 建屋等解体撤去 ：平成31～32年度 (放射能濃度測定及び評価方法の認可：平成18年9月)
3. 検査実施期間	平成25年2月18日～2月22日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止措置工事の実施状況 ・ 放射性廃棄物管理の実施状況（液体廃棄物、気体廃棄物） ・ 安全貯蔵措置隔離状況の確認 ・ 周辺監視区域設備の管理状況の確認 ・ 予防処置の実施状況（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「廃止措置工事の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況（液体廃棄物、気体廃棄物）」、「安全貯蔵措置隔離状況の確認」、「周辺監視区域設備の管理状況の確認」、「予防処置の実施状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の廃止措置管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（廃止措置中のもの）（3／8）】

1. 原子炉設置者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 敦賀本部 原子炉廃止措置研究開発センター (ふげん) ・ 施設の種類：原子炉施設 ・ 廃止措置計画の認可：平成20年2月12日 ・ 全体工程：平成19～45年度 使用済燃料搬出期間：平成19～29年度 原子炉周辺設備解体撤去期間：平成30～34年度 原子炉本体解体撤去期間：平成35～43年度 建屋解体期間：平成44～45年度
3. 検査実施期間	平成25年2月25日～3月1日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安検査の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適合管理、是正処置及び予防処置に関する取り組み状 ・ 廃止措置計画に係る保安規定の遵守状況 ・ 放射性廃棄物の運搬等の管理状況 ・ 放射線管理に係る保安活動実施状況 ・ 燃料の運搬及び重水の運搬に係る保安規定の遵守状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置に関する取り組み状況」、「廃止措置計画に係る保安規定の遵守状況」、「放射性廃棄物の運搬等の管理状況」、「放射線管理に係る保安活動実施状況」、「燃料の運搬及び重水の運搬に係る保安規定の遵守状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（廃止措置中のもの）（4/8）】

1. 事業者名	株式会社東芝
2. 事業所名	株式会社東芝研究炉管理センター（TTR-1）
3. 検査実施期間	平成25年3月14日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（1）基本検査</p> <p>① 放射線管理の実施状況</p> <p>② 保守管理の実施状況（年間管理計画、警報装置及び異常発生の措置を除く）</p> <p>③ 保安教育の実施状況</p> <p>（2）抜打ち検査</p> <p>① 放射性液体廃棄施設の管理状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」、「保守管理の実施状況」及び「保安教育の実施状況」を、抜打ち検査項目として「放射性液体廃棄施設の管理状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、問題となるような事項は見られなかった。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（廃止措置中のもの）（5/8）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	東海研究開発センター原子力科学研究所 (JRR-2に限る)
3. 検査実施期間	平成25年3月14日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <p>① 放射線管理の実施状況</p> <p>② 記録及び報告の実施状況</p> <p>③ 定期的な評価実施状況</p> <p>④ 運転管理の実施状況</p> <p>⑤ 放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>⑥ 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況</p> <p>(2) 重点検査</p> <p>① 施設の保守管理の実施状況</p> <p>(3) 抜打ち検査</p> <p>① 地震発生後の点検及び報告等の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」、「記録及び報告の実施状況」、「定期的な評価実施状況」、「運転管理の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」を、重点検査項目として「施設の保守管理の実施状況」、並びに抜打ち検査項目として「地震発生後の点検及び報告等の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（廃止措置中のもの）（6/8）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区） （重水臨界実験装置に限る）
3. 検査実施期間	平成25年2月22日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（1）基本検査</p> <p>① 放射線管理の実施状況</p> <p>② 記録及び報告の実施状況</p> <p>③ 定期的な評価の実施状況</p> <p>（2）重点検査</p> <p>① 施設の保守管理実施状況</p> <p>（3）抜打ち検査</p> <p>① 廃止措置施設保安主務者の職務の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査において、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」、「記録及び報告の実施状況」及び「定期的な評価の実施状況」、重点検査項目として「施設の保守管理実施状況」、並びに抜打ち検査項目として「廃止措置施設保安主務者の職務の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（廃止措置中のもの）（7/8）】

1. 事業者名	学校法人五島育英会
2. 事業所名	東京都市大学原子力研究所
3. 検査実施期間	平成25年3月6日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <p>① 放射線管理の実施状況</p> <p>② 原子力施設の施設定期自主検査及び保守管理の実施状況</p> <p>③ 保安教育及び保安訓練の実施状況</p> <p>(2) 抜打ち検査</p> <p>① 学生に対する放射線管理及び保安教育の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」、「原子力施設の施設定期自主検査及び保守管理の実施状況」及び「保安教育及び保安訓練の実施状況」を、抜打ち検査項目として「学生に対する放射線管理及び保安教育の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、問題となるような事項は見られなかった。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（廃止措置中のもの）（8/8）】

1. 事業者名	国立大学法人東京大学
2. 事業所名	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻
3. 検査実施期間	平成25年2月27日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <p>① 放射線管理の実施状況</p> <p>② 記録及び報告の管理状況</p> <p>(2) 重点検査</p> <p>① 施設の保守管理実施状況</p> <p>(3) 抜打ち検査</p> <p>① 核燃料物質の貯蔵状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査において、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」、及び「記録及び報告の管理状況」、重点検査項目として「記録及び報告の管理実施状況」、並びに抜打ち検査項目として「核燃料物質の貯蔵状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>